

○質疑（三好委員） 先ほど説明がありました総合特区について質問させていただきたいと思います。

まず、特区についてでありますけれども、従来から構造改革特区というものがあつたと思います。小泉内閣のときの規制緩和という意味合いの強かつた特区構想でありますけれども、このたびの総合特区というのは、この構造改革特区と比較してどのような違いがあるのでしょうか。また、それに加えて、新たに総合特区制度を創設する趣旨について、どのように受けとめられておりますでしょうか。

○答弁（総合特区計画プロジェクト・チーム担当課長） 従来の構造改革特区は経済社会の構造改革の一環としまして、地域の特性に応じた規制の特例措置を適用するということを目的としております。具体の制度としましては、特定地域の提案に基づいて、単一の規制の特例措置を設け、この成果を検証した上で、支障がなければ全国展開を図るということを目的にしています。

一方で、総合特区でございますけれども、こちらは一つの規制、単一の規制の特例措置ではなくて、複数の規制の特例措置と、税制・財政・金融上の支援措置などによって総合的に支援するというようなことで、地域の活性化に向けて推進していくことを目的にしています。

本制度について、どう受けとめているかという指摘でございますけれども、総合的な産業の国際競争力強化でございますとか、地域の活性化の推進という観点から、支援措置を総合的かつ持続的に推進していくものと受けとめています。

○質疑（三好委員） 続いて、その提案活動の見通しについてですが、このパブリックコメントで示されているのを見ますと、基本方針の内容では、総合特区による実現すべき目標のベースとしては、グリーンイノベーションによる環境・エネルギー大国戦略、またはライフイノベーションによる健康大国戦略、アジア経済戦略、観光立国・地域活性化戦略、こういったものが挙げられておりました。

これらの分野は、本県においてはもちろんでありますけれども、全国的にも大変重要な戦略であると思いますので、全国的にも相当程度の提案活動が予測されるわけであり、その辺をどのように見通しておられるのか、聞かせていただきたいと思います。

○答弁（総合特区計画プロジェクト・チーム担当課長） 総合特区提案については、これまで各地から多数のアイデアが送られてきているところでございます。具体的には、本年2月に政府において、総合特区の制度設計のための全国を対象としたアイデア調査が実施されました。こちらでは、全国 296 件のプロジェクトのアイデアが送られたという結果が報告されております。

その内容については、御指摘のありましたグリーンイノベーションでありますとか、さまざまな提示があつたようです。

一方で、国から提示されている指定基準によれば、今回の総合特区制度は、選択と集中を重視しておりますので、有効かつ先駆的な取り組みの実現可能性が高い地域を厳選して採択するというふうに国として募集の提示をしておりますので、採択に当たっての競争率が非常に高くなると思っております。

○質疑（三好委員） 採択の競争率が非常に高くなるということでもありますので、ぜひとも頑張つてやっていく必要があると思います。

今回の具体の検討といたしまして、先ほどの資料にもありましたが、ツネインやJTB、また福山市

や尾道市において、環境観光モデル都市総合特区推進協議会を設置するということでもあります。これを見ますと、指定申請内容の検討及び区域計画の策定等ということがありますがけれども、この協議会において検討する具体的な構想内容というものがもしわかれば、教えていただきたいと思います。

○答弁（総合特区計画プロジェクト・チーム担当課長） 今回の提案は、県東部地域を対象エリアにしまして、環境技術や太陽光エネルギー等の再生可能エネルギーの資源を活用したエネルギーの利用システムの高度化に向けた取り組みを推進したいという点と、これらの技術やシステムを生かした産業観光、観光の推進ということで技術の活性化を図ることができないかということを目標に、その内容の具体化を、これから協議会において、掲げていますメンバーの方々等に要請して図っていきたいと考えています。

○意見・質疑（三好委員） 産業観光ということも今注目されていますので、いい取り組みだと思いません。

具体の構想は、この協議会で具体化させていくという御説明でありました。東部地域においては、福山市、また尾道市が持つ観光資源、環境関連の産業や技術の集積もあります。説明のあった協議会のコンセプトを実現するためのポテンシャルは非常に高いと思っておりますので、御期待を申し上げます。

一方で、特区としての成果を上げるためには、官だけではなくて民も含めてしっかりとした推進体制をとっていくことが必要だと思いますし、協議会のメンバーにつきましても、議論の深まりに応じて、それを発展的に充実させていくということも大切ではないかと思えます。開かれた議論というのが大切ではないかと思えます。

そういった意味で、今後のあり方について考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○答弁（総合特区計画プロジェクト・チーム担当課長） 地域協議会については、法規定上、国への指定申請の内容でありますとか、事業計画の作成、また国と地方の協議会への協議、対応を検討することを主な目的とされておまして、その具体的な構成メンバーは、指定申請を取りまとめる地方公共団体と、事業を実際に実施する、またはその見込みがある企業の方々等といった、その計画に密接な関係を有する方々で構成するということが規定されております。

今回、開催する協議会については、その内容をまず具体化して、実際の実施スキーム等を検討していくということが優先されますので、特区に合う企画でありますとか、実現に向けて一体となって推進していく体制をまず設置したいと考えるものでございます。

御指摘にありますとおり、より開かれた議論の進め方という観点では、その議論の進展状況に応じて、推進体制の充実について検討していきたいと考えております。

○要望（三好委員） 今、非常に大切な取り組みだと思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひ申し上げます。

また、このスケジュールを見ますと、第一弾の指定がされるのが年内で、この9月にも申請という説明がありました。我が県として時期を逸することなく適切に対応していただきますよう、よろしくお願ひします。